

彦根市土地開発公社のあり方検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 彦根市土地開発公社のあり方について検討するに当たり、有識者から意見を聴くため、彦根市土地開発公社のあり方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、委員4人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が選任する。

- (1) 団体・法人経営について優れた識見を有する者
- (2) 不動産および地価動向について優れた識見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(座長)

第3条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 懇話会の会議は、座長が主宰する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、彦根市土地開発公社事務局・市財政課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

(提言)

第7条 懇話会は、第1条に規定する事項の検討を終了したときは、その結果を市長に提言するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月23日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、彦根市土地開発公社のあり方に関する最終の提言書が市長に提出された日の翌日にその効力を失う。